

入札公告

西宮市立学校園ガス供給業務について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 11 月 12 日

西宮市長 石井 登志郎

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 西宮市立学校園ガス供給業務
- (2) 履 行 場 所 西宮市立小学校 36 校、義務教育学校 1 校、
特別支援学校 1 校、高等学校 2 校及び幼稚園 9 園
対象施設名及び供給場所は仕様書別紙 1 のとおり
- (3) 供 給 期 間 令和 7 年 4 月の定例検針日翌日から
令和 8 年 4 月の定例検針日まで
- (4) 使用予定ガス量 合計 1,555,090 m³（供給期間）
- (5) 供 給 計 画 別紙仕様書による

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たした者で、入札参加資格確認においてその資格があると認められるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間に、西宮市指名停止基準により指名競争入札の参加の指名停止期間中でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年西宮市条例第 67 号）第 2 条第 1 号及び同条第 2 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。
- (4) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 3 条の規定に基づきガス小売事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立てがなされている者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) ガスの受給を開始する日から、確実に安定したガスの供給ができる者であること。

- (7) 令和3年度以降に、当該業務と同種の業務の実績を有する者であること。
- (8) 国税の納税確認、法人市民税過去1年分の納税確認がとれる者であること。

3 入札手続き

- (1) 入札説明書等の交付期間は、入札公告後から、令和6年11月29日(金)までとする。
- (2) 入札説明書等は、西宮市役所ホームページからダウンロードすること。
- (3) 入札に参加を希望する者は、入札参加資格の申請を行わなければならない。

4 入札参加資格の申請及び結果通知

- (1) 申請期間は、入札公告後から、令和6年11月29日(金)までとする。
- (2) 結果通知は、令和6年12月6日(金)までに、電子メール又は郵送にて通知する。

5 入札方法等

- (1) 持参の場合 入札者(入札権限等を委任された代理人(以下「受任者」という。)を含む。)が入札書を封筒に入れ、入札箱に直接投函すること。
 - ア 日 時 令和6年12月18日(水) 午前10時から
 - イ 場 所 西宮市役所 本庁6階 教育委員会会議室
- (2) 郵送の場合 書留郵便により提出できる。
 - ア 到着期限 令和6年12月17日(火) 午後5時30分必着
 - イ 郵送宛先 〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本庁6階
西宮市教育委員会教育総括室学校管理課内 西宮市長(親展)行
入札書は二重封筒とし、「入札書在中」と表記すること。

6 入札及び開札の日時等

- (1) 日 時 令和6年12月18日(水) 午前10時から
- (2) 場 所 西宮市役所 本庁6階 教育委員会会議室
- (3) 結 果 同日午後5時30分までに、電子メール又は電話にて通知する。

7 入札に関する条件

- (1) 契約の締結は、単価契約により行うので、入札に当たっては、供給量区分毎の基本料金、1^m毎の従量料金の契約単価を設定することを条件とする。なお、この単価は原料費調整単価を除くガスの供給に必要な一切の諸費用を含むこととする。
- (2) 契約の単価については、全施設統一の金額(税込)とする。
- (3) 落札者の決定は、上記(1)による契約単価に基づいて算定された、契約期間に係るガス料金の予定総額の比較によって行う。
- (4) ガス料金の予定総額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。なお、消費税及び地方消費税を合わせた税率は、10%とすること。

- (5) 入札者は、入札書に記載した金額の積算内訳（一般・空調）を入札書に添えて提出すること。積算内訳の様式は任意とするが、供給量区分毎の基本料金、従量料金の契約単価を示した上で、区分毎の積算内訳を明記することとする。
- (6) 入札書の提出後は、入札金額の訂正は受け付けない。
- (7) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合には、くじにより落札者を決定する。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。また、予定価格の制限範囲内の入札がない場合は、再度の入札を令和6年12月27日（金）に上記6の開札場所で行う。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号）第9条に該当する入札
- (2) 虚偽の申請により入札参加資格があると認められた者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札書に金額、氏名又は押印のない入札及びこれらが鮮明でない入札並びに金額を訂正した入札
- (4) 入札金額と入札書積算内訳書の価格が同一でない入札
- (5) 談合その他不正行為があった入札
- (6) 入札書が到着期限を過ぎて到着したもの
- (7) 1通の封筒に、2通以上の入札書が入っていた場合又は同一者から2通以上の封筒が届いた場合（2通とも無効）

9 入札保証金

西宮市契約規則第4条第1項各号のいずれかに該当する者が入札する場合には、入札保証金を免除とする。

西宮市契約規則第4条第1項各号のいずれにも該当しない者が入札する場合には、入札金額の100分の5（その額に1円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額）以上の入札保証金を納めるものとする。

10 契約保証金

西宮市契約規則第21条各号の規定に該当する場合、契約保証金は免除とする。

11 契約書

西宮市が定めた契約書による。

12 その他

- (1) 提出書類の作成にかかる費用は、全て入札参加希望者及び入札参加者の負担とする。
- (2) 当該契約に関する書類等は、他の目的に使用してはならない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 入札参加者は、関係諸法令等を十分に承知し、遵守して入札に参加すること。
- (5) その他詳細については、入札説明書による。

以 上